

令和 7 年度 八街市木造住宅耐震改修費補助事業のご案内

市では災害に強いまちづくりを推進するために平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助します。

○受付期間（先着順ではありません。早朝から並ぶのは控えてください）

6 月 2 日（月）から 6 月 16 日（月）まで（土日・祝日除く）

※募集件数に達さない場合は期間を延長します。以降は受付順。

○予定戸数 2 戸（受付件数を上回った場合は抽選になります。）

○対象となる建築物

次の全てに該当する建物が対象となります。

ア 本市に存すること。

イ 平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に建築、又は着工された一戸建て住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上のもの）であること。

ウ 柱、梁等の主要構造部が木材の在来軸組工法又は枠組壁工法により造られていること。

エ 地上階数が 2 以下であること。

オ 耐震診断の結果、上部構造評点が 1. 0 未満のものを、改修工事を行うことにより 1. 0 以上とするもの。

※「建築時期」は登記事項証明書や建築確認通知書で確認してください。

なお、これらの書類は補助金交付申請時の添付書類となります。

○対象者

次の全てに該当する方が対象者となります。

ア 木造住宅を所有し、かつ、居住している方

イ 本市の住民基本台帳に記録されている方

○補助金の額

次に掲げる額の合計に対して 4 / 5 の額又は 1 0 0 万円を限度額とします。

（千円未満切り捨て）

ア 設計費 イ 工事費 ウ 監理費

○ご注意

- ・耐震改修に着手する前に設計者、施工者及び工事監理者を選定し、見積書を作成してもらい、その後に交付申請の手続きを行ってください。
- ・交付決定以前に着手した場合には、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、市役所都市計画課へ
電話番号 4 4 3 - 1 4 3 0